

京都市上下水道局告示第18号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成28年7月5日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市南区久世東土川町200番地58

有限会社矢野設備

代表取締役 矢野 雅史

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市南区久世川原町192番地14から京都市南区久世東土川町200番地58
に変更

(上下水道局下水道部管理課)